

# 電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金（3万円/1世帯）のご案内

**受給には手続きが必要です！！**

- 住民税非課税世帯等に対する重点支援給付金（**1世帯あたり3万円**）は、住民税均等割非課税世帯や令和5年1月から8月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

**給付金の支給額**

**1世帯あたり3万円**

**給付金の支給時期**

支給日：**令和5年7月18日（火）**（令和5年7月10日までに受付分）  
以降、毎月10日までの受付分は、同月の18日に指定口座へ振込みます。  
※18日が土日祝日の場合、翌営業日に指定口座へ振込みます。

**支給対象と申請の有無**

**支給対象となる世帯**（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和5年度  
**「住民税均等割が非課税」**  
の世帯

令和5年1月以降の収入が  
減少し**「住民税非課税相当」**  
の収入となった世帯（家計急変世帯）

高野町から確認書が届きます。  
**（要返送）**

※一部申請が必要な場合があります。  
令和5年6月1日時点で高野町へ住民登録  
されている世帯が対象です。

詳しくは裏面「I」へ

**申請が必要です**



申請期間：**令和5年6月20日（火）**  
～**令和5年9月29日（金）**  
申請書配布先：町H.P又は介護福祉課窓口

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## I 令和5年度住民税均等割が非課税の世帯

- 対象となる世帯には、高野町から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 確認書を、**返送してください**。



### 【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないこと
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと

## II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。申請書は町H.P又は担当課窓口にあります。
- 申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに窓口へ提出、または郵送にてご提出ください。

※所得は令和5年分の源泉徴収票または年収換算から給与所得控除額、経費等を減額して算出  
**非課税相当額(給与収入の場合)**

「令和5年1月以降の任意の1か月の収入×12か月」の金額が下記の表以下であること

家族構成例	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税相当限度額 (所得額ベース)
単身・扶養親族がない場合	93.0万円	38.0万円
扶養親族(配偶者を含む)が 【1名】の場合	137.8万円	82.8万円
扶養親族(配偶者を含む)が 【2名】の場合	168.0万円	110.8万円
扶養親族(配偶者を含む)が 【3名】の場合	209.7万円	138.8万円
扶養親族(配偶者を含む)が 【4名】の場合	249.7万円	166.8万円
障がい者、未成年者、寡婦、 ひとり親の場合	204.3万円	135.0万円

**!** 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。



電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の  
**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ



**0736-56-2933**

受付時間 8:30~17:15 (土日祝日を除く)

担当：高野町介護福祉課 福祉係

648-0281 高野町大字高野山636